第13回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時:平成31年3月19日(火)

2. 場所:中央合同庁舎第4号館 共用1212会議室

○司会 それでは、ただいまより第13回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪が行います。 それでは、お願いいたします。

○谷輪参事官 よろしくお願いいたします。

今日は関係省庁からのヒアリングで、1点目が下請法に基づく調査について公取、中小企業庁からヒアリング。2点目が重点分野「営業の許可・認可に関する手続」省エネ法と温暖化対策推進条例等に関し、経済産業省、環境省からヒアリングを行いました。

まず1点目の下請法でございますが、前提として申し上げますと、参考資料1にあるのですが、下請支払遅延等防止法という法律に基づきまして、下請いじめがないかとか、そういうことを確認するために公取と中小企業庁さんのほうで親事業者、下請事業者に対して毎年、書面で調査を行っております。調査に基づく摘発事例もあるのですが、それについて事業者からは負担が大きいという御意見がありまして、行政手続の簡素化という観点で今回、両省をお呼びしてヒアリングを行ったという次第でございます。

資料1-2に沿って順次論点を御紹介させていただきますが、1点目は下請法に基づいて調査しているけれども、それぞれどの程度の調査規模なのか。具体的にどのような成果が上がっているのかということですが、回答の真ん中あたりで親事業者に対しては平成30年度で公取及び中企庁から約10万5000名に対して調査を実施している。下請事業者に対しましては、約50万社に対して書面調査を実施しているという回答でございます。

その下の段落ですが、下請法違反を是正する端緒として非常に重要であるということで、 29年度に新規に着手した事件7,271件のうち、書面調査を端緒とする事件が7,173件ありま した等々の御説明がございました。

次のページは、先ほど申しましたけれども、公正取引委員会と中小企業庁で同じような調査をしているのですが、調査対象は重複していないと理解してよいかということに対して、重複はしていません、それぞれ別々の事業所に対して配付しているという回答でございました。一定年数で中小企業庁から来たり、公取から来たりというのが入れ替わったりする仕組みのようでございます。

次のページ (3) ですが、先ほど申し上げましたように50万件とか10万件とかの調査なのですが、オンライン提出が公取のほうは平成21年度末をもって終了しておりまして、現在、オンラインによる回答ができていない。中小企業庁のほうはオンライン提出が可能な

ようですが、その回答率はどの程度ですかという問いです。

公取の回答ですが、平成21年度末をもって終わったときには、費用対効果の観点から余り使われていないシステムではないかということで終わったということで、書面調査のオンライン化については前向きに検討しているところではあるが、現時点で具体的な計画はないとのことです。中小企業庁のほうも、平成30年度から実施しているのですが、試験的に実施したということで、約50社程度のオンライン回答があったということでございますが、今後も広く普及させていきたいという御回答でした。そういうオンラインで回答をするときに、本人確認の際に法人共通認証基盤といいまして、いろいろな手続を行うときに共通のID、パスワードでやっていこうという取り組みがあるのですが、それについても今後の構築状況を見据えながら、導入について検討してまいりたいという回答でございました。

(4)ですが、回答用紙のほか下請事業者名簿というものを作成することになっております。名簿というのが参考資料1に載っておりますが、例えばこれで言うと下請事業者それぞれについて事業者名、資本金、郵便番号、所在地、電話番号、取引の内容といったものを書くようになっていまして、これが結構負担なのではないかという論点でございます。毎年取引先がそんなに頻繁に全取り替えになるようなことはないのではないかということを考えれば、例えば前年度回答をプレプリントした上で変更のみ加除してもらうような方法は考えられないかという論点でございます。

公取、中企庁さんからの回答では、上から4~5行目あたりですけれども、前年度回答を単にプレプリント作業で処理するだけでは、設問を通じて再確認していただきたい下請事業者に対して、違反行為をしていないかというような再確認していただきたい下請取引の取り組み状況も見逃すおそれもある。もちろん下請事業者について変動する可能性もあるから、その都度提出してもらっている。ただ、昨年の電子ファイルを上書きすることで既存の名簿の活用は容易になると考えていますという答えでございます。

- (5)ですが、また引き続き名簿の話なのですけれども、先ほど申し上げたように資本金、郵便番号、所在地等々を記載することになっていて、こういった情報は必要不可欠な情報なのか。今、法人番号といってそれぞれの事業所に対して番号が振られていて、会社の基礎データが見られるようになっていますので、法人番号を書かせるようなことでは駄目なのですかといった問いに対する回答ですが、所在地とか電話番号というのは調査において必要不可欠な情報です、しかし、現実問題、調査では誤記も少なからずあるということで、法人番号に誤記があったりすると突合ができなくなってしまうので、記載事項の省略は適当でないことを御理解いただきたい。すみません、今、突合と申し上げましたけれども、親事業者側と下請事業者側両方に調査を行っておりまして、下請事業者からこういう事例がある。それに対して親事業者のほうにも取引先を聞いていますので、両方から突合していくというような仕組みで違反事例を見つけていくという説明でございました。
 - (6) ですけれども、調査対象期間が前年6月から当年5月となっていまして、普通、

事業年度は4月から3月だったりするのですが、どういう趣旨でこういう期間が設定されているのですかということですが、4月の年度初めというのは会社にとっても繁忙期であろうということで、事業者の負担を配慮して少しずらして6月から5月にしているという説明でございました。

(7)ですけれども、設問項目というのも毎年調査しているのですが、毎年少しずつ変わっているようなのですけれども、前年度からの変更につきFAQを示したりできないのかということですが、そういうものはやっていきたいということだそうです。

続きまして、省エネ法・温対法の論点の御説明でございます。これは実は昨年来、3回ほど部会で審議しておりまして、省エネ法と地球温暖化対策法に基づきまして燃料の消費量とか、CO2の排出量などを調査しております。それに加えて地方自治体ごとに地球温暖化対策条例などに基づきまして、自分の県内のそういう排出量など条例に基づいて調査している例がありまして、何カ所からも同じような調査が来るというのが事業者からは負担になっているという声が上がっておりまして、昨年来、部会でも議論をしております。

(1)から行きますが、先ほど申しましたように前回までの審議でも、ただそういう負担に配慮して環境省、経産省さんのほうで共通のオンライン回答システムを検討していきたいという回答がありましたので、それの検討スケジュールをお伺いしています。

回答ですが、共通のインターフェースで行うことができるようシステムの抜本的な改革のために来年度、もう4月から来年度ですけれども、温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業を行うことにしている。19年度に必要な機能検討を行い、その結果を踏まえながら20年度よりシステム構築を行っていきたいということでございます。

②のところですけれども、自治体も一緒に使ってもらえるようにしようという設計で考えているということで、事業者に対してもヒアリングを実施している。その中で報告する内容が重複していて負担感がある。データを管理するプラットフォームがあると負担感がなくなると思う。そういった意見がありまして、共通様式、独自様式といった必要な機能を持ったシステムの構築を検討してまいりたいという説明がございました。

あと先ほども申し上げましたけれども、事業者に回答してもらうときに法人共通認証基盤を使うことで本人確認が容易になるのではないかということで取り組んでいますが、それとの連携も想定しているという回答でございました。

(2)ですけれども、先ほども申したように共通システムは2021年度からの運用でございますので、その間の負担軽減策はどうするんですかという趣旨の問いでございます。その間にも地方自治体に対して事業者の負担軽減に配慮してもらうよう依頼しますという前回の説明だったもので、その依頼状況を教えてくださいという問いなのですが、今年の3月に事務連絡を発出して、依頼をしているところですといって、資料2-2の別添として、昨日付なのですけれども、こういう事務連絡を発出したという回答でございました。これの自治体の反応についても、今後複数の自治体にヒアリングをして確認していきたいという回答でございました。

続きまして、(3) (4) (6) まとめてなのですけれども、自治体側で例えばほかの 自治体の書式をそのままほかの自治体に使えないかとか、自治体に対して電子的な方法で、 紙をお送りして調査を依頼するというのではなく、電子的な方法を提供していますかとか、 提供してもらっていますかとか、あとは国のほうで先ほど申しましたように法律、省エネ 法・温対法に基づいて報告を求めていますので、そういうものと重複するような自治体の 調査項目というのは、国に出した報告で足りるのみならず、もともと国のほうの報告書を 見てもらうようなこともあるのではないかということを自治体に対して働きかけています かという問いでございます。

回答は、地方自治の原則により自治体の判断で運用されるものであるが、国としては自 治体の取り組みに丁寧に協力していきたい。先ほども説明しましたように、共通様式とか システム設計で自治体に対して積極的に働きかけていきたいという回答でございます。

あと、先ほどのプラットフォームをつくるに当たって、そもそも各自治体がどういう調査項目があるのかということについて今年度中に整理を行っているところだという回答が(5)のところにございます。

最後に(7)ですが、事業者の負担を具体的に把握するために、事業者のヒアリングを 行っていますかという答えですが、行っていますと。内容に重複があり負担感がある。役 所間でもデータの共有を行ってほしい。システムを統一化し、元データの入力のみで報告 書が作成できるようになるとよいというような意見がありまして、こういう意見も踏まえ てデジガバ構築事業を進めていきたいということです。

(8) はちょっと毛色が違う話なのですが、規制改革ホットラインで省エネ法に基づく 定期報告と、エネルギー消費統計調査の重複する項目について連携が可能であるか検討し、 連携が可能である場合には連携させて実施するという、ホットラインという規制改革の別 の部門でやっている取り組みなのですが、それで回答があったので、その検討状況につい て教えてくださいという設問でございます。

改めて確認したのですが、省エネ法は報告対象が、2段落目ですけれども、事業者が管理している工場等で継続的に一定の活動等を行う範囲に限定しています。他方、エネルギー消費統計調査は本当にどれだけエネルギーを使ったんですかという、例えば恒常的に工場を回しているというだけではなくて、例えば屋外で道路工事をしたときに、そこでどれだけ電気を使ったとか、全体の把握をしているということで、省エネ法に基づく報告とエネルギー統計調査に基づく報告というのは違う数字を報告する必要があるということで、なかなかどちらかをもってどちらかを代替するというのは困難だという回答でございました。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は挙手の上、当てられましたらお名前と御所属を言っていただき、御質問をお願いいたします。

特にないようでしたら、これで第13回「行政手続部会」記者会見を終了いたします。あ

りがとうございました。